

当ニュースレターは、RSM Global の英文ニュースレターの翻訳版です。日本語訳と原文（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。原文は[こちら](#)をご参照ください。

国際会計基準審議会 (IASB) の最新情報

当ニュースレターは以下の日程で開催された IASB の会合における議論から生じた主要事項の要約である。

- 2024 年 4 月 22 日～25 日
- 2024 年 5 月 20 日～22 日
- 2024 年 6 月 19 日～21 日

IASB によって公表された最新情報の原文は[こちら](#)で確認することができる。

リサーチ及び基準設定

IFRS 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー
IASB は 2024 年 4 月 24 日に会合を開き、「IFRS 15 号の適用後レビュー」の結果について議論を行った。

IFRS 15 号の適用に関するフィードバックを受け、IASB は以下のとおりとした。

IFRS 第 9 号との適用

次の事項については、追加措置をとらないことを暫定的に決定した。

- 価格引き下げの会計処理
- IFRS 第 15 号から生じた負債の会計処理
- IFRS 第 15 号と IFRS 第 9 号を適用する際のその他の側面

IFRS 第 3 号との適用

次の事項については、追加措置をとらないことを暫定的に決定した。

- 企業結合の一部として取得した契約資産及び契約負債の測定
- IFRS 第 15 号と IFRS 第 3 号「企業結合」を適用する際のその他の側面

IFRS 第 10 号及び IFRS 第 11 号との適用

IFRS 第 15 号の適用後レビューの一部としてではなく、次回のアジェンダ協議において、IFRS 第 15 号と IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の適用に関する事項の優先度合を検討することとした。

IFRS 第 16 号との適用

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- 今後予定されている IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビューにおいて、資産の移転がセール・アンド・リースバック取引における売却であるか否かの評価に関する適用上の事項に対する追加的な証拠を収集する。
- 以下に関する事項については追加措置をとらない。
 - リース及び非リースの構成要素を含む契約の会計処理
 - IFRS 第 15 号と IFRS 第 16 号を適用する際のその他の側面

他の IFRS 会計基準書との整合性

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- サービス委譲のインフラストラクチャーの維持又は修復に関する契約上の義務について、IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」の要求事項の適用に関連する事項を、優先度の低いものとして分類する。
- IFRS 第 15 号と他の IFRS 会計基準書を適用することに関連するその他の事項については、追加措置をとらない。

取引価格の算定-顧客への支払対価及び重要な金融要素

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- 顧客への支払対価に関連する事項を優先度の低いものに分類する。
- 以下に関する事項については追加措置をとらない。
 - 重要な金融要素を含む契約の割引率
 - 重要な金融要素の会計処理のその他の側面

その他の事項

次の事項については、追加措置をとらないことを暫定的に決定した。

- a) 取引価格の契約上の履行義務への配分
- b) 情報要請の質問 11 に対してコメント提出者が提議した IFRS 第 15 号の適用に関するその他の側面

IFRS for SMEs 会計基準の第二次包括レビュー

第 23 章「顧客との契約から生じる収益」の改訂案—開示要求

IASB は、区分ごとに分解した収益、少なくとも以下から生じる収益の個別開示を SME に対して要求する提案を撤回することを暫定的に決定した。

- a) 財の販売
- b) サービスの提供
- c) ロイヤルティ
- d) 手数料
- e) 顧客との契約から生じるその他の重要な収益

その代わりに、IASB は、改訂 IFRS for SMEs 会計基準の第 23 章に以下を含めることを暫定的に決定した。

- a) SME は財務業績を示す区分に分解された収益を開示するという要求
- b) SME が用いるのに適切と思われる分解の区分の例示

IASB は、SME に以下の開示を求める提案を確認することを暫定的に決定した。

- a) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高
- b) 期首時点では契約負債に含まれていた、当報告期間に認識された収益
- c) 顧客との契約を履行するために生じたコストより認識された資産の主要区分別の期末残高

IASB は、SME に以下を要求する提案を撤回することを暫定的に決定した。

- a) 過年度に充足された又は部分的に充足された約束から当報告期間に認識された収益の開示

- b) 顧客との契約を履行するために生じたコストより認識された資産のうち、当報告期間中に認識された償却額及び減損損失額の開示
- c) 未充足の約束の重要性の定量的又は定性的な説明及びそれらの充足予定時期の開示

IASB は、SME に対して次のことを要求することを暫定的に決定した。

- a) SME が顧客に移転することを約束した財又はサービスの性質を、他の当事者が財又はサービスを顧客に移転するよう手配する旨を強調しつつ、開示する。
- b) 以下の場合に SME が財務諸表で認識した金額に重要な影響を与えた判断を説明する。
 - i. 取引価格の算定
 - ii. 契約で特定された約束への取引価格の配分

IASB は、SME が未請求の未収収益から生じた債権を区分して表示するために、営業債権及びその他の債権を細分化するという要求を削除するように、基準の 4.11 項 (b) を修正することを暫定的に決定した。

第 12 章「公正価値測定」の改訂案—より平易な表現の使用

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a) 基準の第三版の新規及び改訂された章において、より平易な表現を使用することができるかどうかを検討する。
- b) IFRS 第 13 号「公正価値測定」で使用されている「最有効使用」の定義を、基準で新たに提案された第 12 章に含める。

グループ内の金融保証契約

IASB は、対価ゼロで発行されたグループ内の金融保証契約を第 21 章「引当金及び偶発事象」を適用して測定することを検討すると暫定的に決定した。

第 23 章「顧客との契約から生じる収益」の改訂案—フィードバックで提起されたその他の事項

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a) 公開草案の 23.14 項 (a) (ii) で提案された要件を、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の第 21 項 (a) (ii) 項と一致するように変更する。
- b) 公開草案で提案された改訂版第 23 章に、IFRS 第 15

- 号の第 19 項の第 1 文を追加しない。
- c) 改訂版第 23 章において、SME が更新オプション付きの契約を、取引価格の配分目的でのみ、契約の予定期間に基づいて会計処理することを明記する。
 - d) 公開草案 23.11 項で提案された要求を IFRS 第 15 号の第 11 項の最終文と一致するように変更する。
 - e) 公開草案 23.42 項で提案された要求を IFRS 第 15 号の第 49 項と一致するように変更する。
 - f) 公開草案 23.110 項で提案された要求を IFRS 第 15 号の第 99 項の第 1 文と一致するように変更する。

また、IASB は、公開草案で提案されている返金負債の会計処理に関する要求事項に対して、変動対価及び返品権付販売の会計処理に関する要求事項と同一の信頼水準（蓋然性が高い）を使用するように変更することを暫定的に決定した。

第 23 章「顧客との契約から生じる収益」の改定案-長さ及び文言

IASB は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に関する結論の根拠である BC116K 項で説明されているように、変化を生じる関係の概念を改訂第 23 章に追加することを暫定的に決定した。

第 9 章「連結及び個別財務諸表」—フィードバックで提起されたその他の事項

IASB は、支配喪失日における公正価値で測定された、旧子会社に保持されている投資から生じる利得又は損失の開示を SME に対して要求する公開草案の修正案を確認することを暫定的に決定した。

開示要求—IFRS for SMEs 会計基準及び IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a) 第 11 章「金融商品」に、SME が金融負債の満期分析を開示するよう要求することを追加する(IFRS 第 7 号「金融商品：開示」第 39 項に基づく)。
- b) 普通株式とその他の株式に区分した配当支払額(総額または 1 株当たり)の開示を SME に要求することを提案していた公開草案の第 6.3A 項を撤回する。
- c) SME が以下を開示するよう要求を追加する(IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 137 項に基づく)。
 - i. 財務諸表の発行が承認される前に提案または宣言されたが、当期中に所有者への分配として認識

されなかった配当の額、および関連する 1 株当たりの金額

- ii. 認識されていない累積優先配当の金額
- d) SME が翌事業年度における確定給付制度への拠出見込額を開示するよう、第 28 章「従業員給付」に要求を追加する(IFRS 第 19 号「従業員給付」の第 147 項(b)に基づく)。

IFRS for SMEs 会計基準の第三版への移行

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a) 公開草案で提案された経過措置を進める。
- b) 第 28 章「従業員給付」に、改正版第 28.19 項を適用する SMEs に対する遡及適用の免除を追加する。この救済措置を適用する SME は、適用開始以前に帳簿価額に含まれていた従業員給付費用の変動について、基準の他の章で対象となる資産の帳簿価額を修正する必要はない。

料金規制対象活動(RRA 基準書)

将来キャッシュ・フローの算定-最低金利

公表予定の RRA 基準書に関して、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a) 最低金利の見積りに関するガイダンスを提供し、企業が見積りを実施するのに役立てるために他の IFRS 会計基準書で用いられている原則を当ガイダンスに含める。
- b) 原価または数量の見積りと実績との差異から生じる規制資産に対する最低金利に関する提案を企業が適用することを免除し、規制機関が将来の規制料金に含まれるべき最終残高を決定した時点で、当要求事項を適用することを企業に求める。
- c) (b) に記載された免除の適用を選択する企業に対して、その事実及び免除を適用した報告期間の末日における規制資産の帳簿価額の開示を要求する。

範囲—IFRS 第 17 号との相互作用

IASB は、IFRS 第 17 号の範囲に含まれる保険契約における保険料が規制対象となる場合に、発生する可能性のある規制資産及び規制負債を、公表予定の RRA 基準書の範囲から除外することを暫定的に決定した。

IFRS 第 3 号及び IFRS 第 5 号の修正

IASB は、公開草案の提案を維持することを暫定的に決定した。

- a) 取得した規制資産及び引き受けた規制負債について、IFRS 第 3 号の認識及び測定原則に対する例外を設ける。
- b) 規制資産を IFRS 第 5 号の適用範囲から除外する。

持分法

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a) 親会社が個別財務諸表において子会社に対する投資に持分法を適用した後、その子会社の支配を失い、旧子会社に関連会社となり、親会社が引き続き持分法を適用する場合、親会社は IAS 第 28 号の第 24 項を適用することを提案する。
- b) IAS 第 28 号の第 32 項から「関連会社又は共同支配企業の純損益に対する企業の持分の算定において、収益として含まれる」を削除する。これにより、投資者が持分法を適用した場合に生じる収益及び費用を含める純損益計算書上の科目を特定しない。
- c) 投資家又は共同支配投資者が関連会社又は共同支配企業の追加持分を購入する際の条件付対価について、重要な影響力又は共同支配権獲得時と同様の開示を行うことを提案する。
- d) 投資家又は共同支配投資者が条件付対価を資本性金融商品として認識し、投資家が重要な影響力を獲得した日又は共同支配投資者が共同支配を獲得した日の公正価値で当該資本性金融商品を測定した場合、投資家が当該条件付対価を再測定しないことを提案する。この要件は、投資家又は共同支配投資者が追加持分を購入した場合にも適用される。

IASB は、暫定的に、「過去に投資の帳簿価額をゼロまで減額した投資家または共同支配投資者が関連会社または共同支配投資の包括利益に対する持分相当額のうち、認識されていない損失に対する持分相当額を超過する額をどの順序で認識するか」という適用上の質問事項をプロジェクトの範囲に追加しないことを決定した。

IFRS 第 9 号の適用後レビュー-減損

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a) IASB は、金融保証契約に関する事項を優先度の低いものとして分類し、次回のアジェンダ協議でこれらの事項を

検討することを暫定的に決定した。

- b) IFRS 第 9 号の減損要件を同基準の他の要件、すなわち金融資産の修正、認識の中止及び償却の要件と併せて適用することから生じる事項について、追加措置をとらないことを決定した。IASB は、[償却原価測定](#)に関するパイプラインプロジェクトの一部として、これらの事項を検討することを既に決定していた。
- c) 討議された他の事項について、追加措置はとらないことを決定した。

信用リスクに関する開示

IASB は、IFRS 第 7 号の開示要求について、優先度を中程度とし、当該要求事項の改善に向けたプロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加することを暫定的に決定した。

その他の事項

IASB は、以下の事項については、追加措置をとらないことを暫定的に決定した。

- a) 予想信用損失の認識方法の簡素化
- b) 関連当事者間の金融商品等といったいくつかの種類の金融商品に関する IFRS 第 9 号「金融商品」への例示の追加

適用後レビューのフィードバックに対する IASB の回答の要約及び次のステップ

IASB は、IFRS 第 9 号「減損」の適用後レビューを終了し、プロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメントを作成するための十分な作業が完了したと決定した。

動的リスク管理

IASB は、動的リスク管理 (DRM) モデルに関する議論を継続するために会合を開いた。

キャパシティ評価

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a) 企業は、報告日における正味オープン・リスク・ポジションの現在価値に基づいて、当該ポジションの将来の経済的便益の最大額を測定することを要求される。
- b) DRM 調整におけるキャパシティ不足額を純損益に認識した企業は、将来の期間において、当該不足額の巻戻

しを、リスク管理の期間にわたって定額法または他の体系的かつ合理的な方法で、認識することを要求される。

- c) 企業が過去に純損益に認識したキャパシティ不足額を取り消すことは認められない。

表示の要求事項

IASB は、DRM モデルの表示に関する要求事項について議論した。IASB は、企業が以下を要求されることを暫定的に決定した。

- a) 報告期間中に認識された DRM 調整の巻戻しを純損益計算書の独立した科目に純額で表示する。
- b) 報告期間中に認識された不整合（指定デリバティブから生じた正味の利得または損失と DRM 調整との不整合）を、他のデリバティブからの公正価値利得または損失とともに表示する。
- c) DRM 調整を報告期間末日の財政状態計算書の独立した科目に純額で表示する。

維持管理及び一貫した適用

財務諸表における気候関連及びその他の不確実性

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a) 企業が財務諸表において気候関連及びその他の不確実性の影響を報告するために IFRS 会計基準をどのように適用するか例示を提供する。
- b) 当該例示を IFRS 会計基準に付随する例示として含める。
- c) 当該例示について利害関係者からのフィードバックを得るために公開草案を公表する。

引当金一時的を絞った改善

現在の義務という認識基準

IASB は次のことを提案することを暫定的に決定した。

- a) 「負債」の定義及び IAS 第 37 号で適用されている現在の義務という認識基準の文言を、「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）の負債の定義と整合させるために更新する。
- b) 以下により、現在の義務という認識基準を支える要求事項を明確にする。
 - i. 基準内の三つの条件を分離して説明する。
 - ii. IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に関する適用ガイダンスの決定ツリーを拡張し、引当

金を認識するか、偶発負債を開示するか、又はそのいずれも行わないかを決定するために企業が従うことができるプロセスを示す。

- c) 現行の義務という認識基準を支える要求事項を「概念フレームワーク」における概念に基づく新たな要求事項に置き換えた上で、IFRIC 第 21 号「賦課金」を廃止する。
- d) リストラチャリング引当金の適用要件の説明文言を要求事項を変更せずに改善する。
- e) IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に関するガイダンスに新たな例示を追加し、既存の例示の一部については、結論は変更せずに説明を更新する。
- f) ネットゼロ移行のコミットメントに具体的に関連する要求事項を追加しない。

閾値を契機とするコスト

IASB は閾値を契機とするコストに関して、適用上の要求事項を IAS 第 37 号に追加する旨を提案することを暫定的に決定し、以下のことを明記した。

- a) 閾値を契機とするコストに対する現在の義務は、当該コストが測定される活動の総量に寄与する活動を企業が実施するにつれて発生する。
- b) 測定期間内のいずれかの日において、現在の義務の金額は、測定期間の見積コスト総額の一部であり、その一部は、その日までに実施された活動に帰属する金額である。

割引率-適用指針

IASB は、暫定的に以下のとおり提案することを決定した。

- a) 引当金の割引率に反映される貨幣の時間的価値がリスクフリー・レートで表されることを明確にする。
- b) 貨幣の時間的価値の見積もりに関して、追加の適用ガイダンスは提供しない。

割引率-開示要求

IASB は、引当金の区分ごとに、以下の事項を開示するよう企業に求めるよう提案することを暫定的に決定した。

- a) 引当金の測定に使用された率
- b) それらの率を決定するために用いたアプローチ

論点整理

IASB は、公開草案において以下のとおり提案することを暫定的に決定した。

- a) 適用範囲を拡大して時期と金額が確定している賦課金を含めるのではなく、IAS 第 37 号の適用範囲を維持する。
- b) IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」に企業が引当金の算定に用いた割引率の開示するという要求を追加するが、割引率の算定に用いたアプローチの開示は IFRS 第 19 号に追加しない。
- c) IFRS 第 3 号「企業結合」から第 21A 項より第 21C 項を削除する。これにより、IAS 第 37 号の修正により重複することになる IFRS 第 3 号の認識の原則に対する例外を廃止する。

移行要件

IASB は、公開草案において、2つの例外を除き、企業が IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、修正案を遡及適用する旨を提案することを暫定的に決定した。1 点目の例外は、関連する資産の取得原価に加算される資産の廃棄、原状回復又は類似のコストに関する引当金に影響を及ぼす割引率の要求事項の修正案に適用される。この例外により、企業は簡素化された遡及アプローチを適用することが可能となる。移行年度において、企業が行うことは以下のとおり。

- a) IAS 第 37 号の修正後の要求事項を適用し、比較情報を提供する初年度の期首に引当金を修正再表示する。
- b) 上記の日において企業が引当金を修正する金額に関連する資産と利益剰余金との間で以下のとおり配分する。
 - i. 当該引当金の測定に用いた現在の割引率及びキャッシュ・フローの見積りが当該引当金の当初認識時から変化していないと仮定する。
 - ii. 関連する資産の耐用年数の現在の見積りを用いる。

2 点目の例外は、企業が引当金の測定に含めるコストを特定する修正案に適用される。この例外は、企業が修正案を以下のとおり適用することを要求する。

- a) 企業が当該修正を最初に適用する事業年度の期首に存在するか、又はその後発生する債務にのみ適用する。
- b) 比較情報の修正再表示は行わない。その代わりに、企業は、当該修正の適用による累積的影響額を、適用開始日における利益剰余金又はその他の資本の内訳項目の期首残高の修正として認識する。

IASB は、本プロジェクトで提案された修正の結果として、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初年度適用」の修正を行わないことを、公開草案において提案することを暫定的に決定した。

料金規制対象活動

IAS 第 12 号との相互関係

IASB は、料金規制対象活動に関する IFRS 会計基準案について、以下の点を明確にすることを暫定的に決定した。

- a) 規制資産又は規制負債の法人税への影響は、別個の規制資産又は規制負債を生じさせる可能性がある。
- b) 企業は、IAS 第 12 号の要求事項を適用し、規制資産又は規制負債の課税ベースを算定する。

IAS 第 8 号の修正及びその他 IFRS 会計基準書の修正案

IASB は、IAS 第 8 号 54G 項の一時的例外を削除するという公開草案での提案を維持することを暫定的に決定した。この例外は、規制勘定残高に関する会計方針を策定する企業に対し、2018年に公表された「財務報告に関する概念フレームワーク」ではなく、「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」を参照することを要求している。

IFRS 解釈委員会 (IFRIC) 最新決定概要

以下は、IFRIC が以下の日程で開催した会合における議論及び決定から生じた重要事項の最新情報の概要である。

- 2024 年 3 月 5 日
- 2024 年 6 月 11 日

IASB が公表した最新情報の全文は、[こちら](#)から確認ができる。

以下の議題に関する暫定的な決定は、2024 年 4 月の会合において IASB によって異議が唱えられなかったため、2024 年 3 月 5 日付の IFRIC 最新版の追補における委員会の議題の決定として公表された。

気候に関連する公約 (IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」)

委員会は、2023 年 11 月の IFRIC 最新版で公表された暫定的な決定事項に対するフィードバックを検討した。暫定的な決定事項は、2024 年 4 月の IASB 会合で異議を唱えられなかったため、2024 年 3 月 5 日の IFRIC 最新版の追補において、委

員会の決定事項として若干の変更を加えて公表された。
委員会は以下を明確にするよう要望を受けた。

- a) 温室効果ガス排出量を削減または相殺するという企業の公約が、当該企業に推定的債務をもたらすか否か。
- b) そのような公約によって生じた推定的債務が、IAS 第 37 号の引当金の認識に関する基準を満たしているか否か。
- c) 引当金が認識された場合には、引当金の認識時に対応する金額を費用として認識するか資産として認識するか。

事例は以下のとおりである。

20X0 年に、家庭用品の製造業者である企業は、以下のことを公約を掲げた。

- a) 20X9 年までに温室効果ガスの年間排出量を段階的に削減し、現在のレベルの少なくとも 60% に削減する。
- b) 炭素クレジットを購入し、カーボン市場から償還することにより、20X9 年以降の年間残りの排出量を相殺する。

この声明の裏付けとして、企業は、20X9 年までに年間排出量の 60% 削減を達成するために、20X1 年から 20X9 年の間に製造方法を段階的に変更する方法を定めた移行計画を公表している。この変更には、よりエネルギー効率の高いプロセスへの投資、再生可能エネルギー源からのエネルギーの購入、既存の石油ベースの原料と包装材料の低炭素代替品への置き換えが含まれる。経営陣は、企業がこれらすべての変更を行い、製品販売による利益を上げ続けることができると確信している。

移行計画の公表に加えて、当該企業は公約を達成する意思を公に確約すべく動いている。

委員会は、前述の事例において、以下のように結論付けた。

- a) 企業の温室効果ガス排出量の削減及び相殺に関する公約を表明することが、それらの公約を履行する推定的債務を生み出すか否かは、当該実際の表明及びそれを取り巻く状況によって決まる。
- b) 当該表明が推定的債務を生み出す場合
 - i. 企業は、20X0 年に当該表明を行った時点では引当金を認識しない。その時点では、推定的債務は過去の事象の結果として生じる現在の債務ではない。
 - ii. 相殺を約束した温室効果ガスを排出するまでは、過去の事象の結果としての現在の債務を有していないため、企業は 20X0 年から 20X9 年の間は引当金を認識しない。
 - iii. 企業が 20X9 年以降に温室効果ガスを排出するに伴い、過去の排出量を相殺するという現在の債務を負うことになる。企業の債務が清算されておら

ず、その債務額について信頼できる見積りができる場合には、引当金を認識する。

「評価損益に対応する担保差入」契約における変動マージンコールに関するキャッシュ・フローの分類 (IAS 第 7 号キャッシュ・フロー計算書)

委員会は、将来の特定の時期に所定の価格で商品を買取る契約に関して支払われた変動マージンコールに関するキャッシュ・フローを、企業がキャッシュ・フロー計算書上でどのように表示するかについて、問い合わせを受けた。

当該事例は、将来の特定の時期に所定の価格で商品を買取る契約である。企業は、様々な目的でそのような契約を締結し、IFRS 会計基準書の関連する要件を適用する。例えば、企業は以下のような目的で契約を締結する。

- a) 予想される使用要件に従い商品を受領する目的
- b) 商品の価格変動に対するヘッジ目的
- c) 売買目的

このような契約は、通常、最長 3 年の満期を有し、現物または現金で決済することが可能、もしくはその両方に該当する。

- a) 集中精算-新しい契約が締結された後、中央清算機関を介した決済のために、各取引相手から中央清算機関へと契約が更改される。
- b) 「評価損益に対応する担保差入」-契約期間中、取引相手は当該契約の公正価値の変動に基づいて日次で支払いを行うか、または支払いを受け取る (変動マージンコールの支払額)。これらの変動マージンコールの支払額は、「評価損益に対応する決済」契約のような)契約の部分的決済ではなく、現金担保の移転を表す (したがって、「評価損益に対応する担保差入」契約となる)。

企業が前述のような契約で行われた変動マージンコール支払いに関連するキャッシュフローはキャッシュフロー計算書上でどのように表示するかの問い合わせである。

結論

委員会が収集した証拠によると、問い合わせに記載された事項は広範囲のものではなかった。その証拠に基づき、委員会は 6 月の会合において、問い合わせに記載された事項が広範囲に及び影響を及ぼすものではないと結論付けた。それに従い、委員会は、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを暫定的に決定した。

RSM メンバーファーム最新公表情報

RSM Australia は、共通支配の企業結合に関するプロジェクトを中止するという IASB の決定に関する記事を公表した。共通支配下の企業結合は IFRS 第 3 号では対象外とされているため、この非常に関連性の高い会計トピックは「IFRS のブラックホールのようなもの」になっている([こちら](#)から確認ができる)。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : rsm.global/japan/audit/contact